

連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図る
パイロットプログラム法案(H.R.5418)が下院を通過

2006年10月2日
JETRO NY 澤井、中山

9月28日、下院本会議は、「連邦地裁判事の専門的知識(expertise)の強化を目的としたパイロットプログラム設置法案(H.R.5418)」¹を可決し²、同法案は翌29日に上院へ送付された。

H.R.5418法案は、既報の通り、連邦地裁における特許訴訟判決のクオリティー向上を目的としたパイロットプログラムの実施を規定する法案。特許関連訴訟を担当する判事を指定し、当該判事の専門的知識の向上や技術的知見の向上に資するよう、所要の予算措置を講じるもの。

本法案は、7月27日に下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会(委員長ラム・スミス議員、共、テキサス)を通過³、9月13日の司法委員会(委員長ジェームズ・センセンブレナー議員、共、ウィスコンシン)で一部修正された上⁴、同委員会を通過し、21日に下院本会議に提出されていた⁵。

他方、上院では9月21日に同パイロットプログラムに関する上院法案(S.3923)⁶がオリン・ハッチ議員(司法委員会知的財産小委員長、共、ユタ)とダイアン・ファインスタイン議員(民、カリフォルニア)の連名により上程された⁷。同法案は下院法案と実質的に同じ法案⁸であり、同日付けで司法委員会に付託されているものの、現時点では審議未定のままとなっている。

¹ 本年5月18日、イッサ議員(共、カリフォルニア)とシフ議員(民、カリフォルニア)の連名により上程。

法案: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h5418eh.txt.pdf

² 議会記録: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?dbname=2006_record&page=H7851&position=all

³ 2006年7月28日付け知財ニュース「連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上法案、下院小委を通過」を参照。

⁴ 原案では、パイロットプロジェクトの対象となる裁判所の選定に関しては、特許関連訴訟の提訴数が上位15位以内であることを要件としていたが、少なくとも10人以上の判事が在籍し、そのうち、3人以上が特許関連訴訟の指定判事となる場合にも選定できるようにする等の修正を施した。

⁵ 2006年9月25日付け知財ニュース「連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上法案、下院司法委員会を通過、重要法案に指定」を参照。

⁶ 法案: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:s3923is.txt.pdf

⁷ 議会記録: http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?dbname=2006_record&page=S9901&position=all

⁸ 下院原案(司法委員会修正前の法案)と同一の法案。

パイロットプログラム法案(H.R.5418)の概要

下線部は司法委員会逐条審査時に新たに追加された部分

(裁判所の選定)

合衆国裁判所事務総局長(Director of Administrative Office of the United States Courts)は本法の施行後6ヶ月内に、少なくとも5つの連邦地裁を、3箇所以上の巡回地区(judicial circuits)⁹から選定する。選定にあたっては、特許関連裁判の提訴数が多い上位15ヶ所の裁判地区から選定する(但し、例外として、10人以上の裁判官が在籍する裁判所で3名以上の裁判官の指定(次項参照)がある場合も可とする)。

(裁判官の指定)

当該パイロットプログラムの対象となった連邦地裁の首席裁判官(chief judge)は、特許関連事件(cases involving patent and plant variety protection issues)の審理を扱う裁判官を希望者の中から指定する。特許関連事件は、当該指定の有無に関わらず無作為に割り当てられるが、指定裁判官でない者に割り当てられた場合には、担当となることを辞退でき、辞退された事件は他の指定裁判官へ再指定される。

(研修・実習のための予算措置)

指定裁判官の専門的知見の向上や、技術的知見を有するロークラークの報酬(compensation)に充てる経費として、毎年度少なくとも500万ドルの歳出権限を付与する。

(パイロットプログラム実施期間)

本プログラムは対象となる連邦地裁を選定後(本法施行後6ヶ月以内)、10年間で終了する。

(議会への報告)

米国裁判所事務局長は両院の司法委員会へ、パイロットプログラムの実施状況を定期的に報告する。報告書には次の分析を盛り込むこと。

裁判官の専門的知識向上に対する本プログラムの寄与度
専門知識の向上による裁判効率の改善の程度
指定裁判所と指定外裁判所とのCAFCでの破棄率及び審理期間の比較
訴訟当事者が特定の裁判所を選定することを示す証拠の考察
当該プログラムの他の裁判所への拡大や恒久的適用の是非

(了)

⁹ 米国を11の巡回区に分割。これに特別地区のワシントンDCとCAFCとを加えて、米国内には13の巡回区がある。連邦地裁数は全米で91。